

和光市役所展示棟宅配受取ボックス設置事業者公募に係る質疑回答について

和光市役所展示棟宅配受取ボックス設置事業者の公募に係る質問及び回答の内容は、次のとおりです。

No	質 問	回 答
1	「宅配受取に限る」、「宅配の集荷は含まない」との記載について、集荷等発送機能のある設備は不可ということか。	原則として、不可である。理由としては、「4 募集条件」イの（ア）から（ク）に掲げる宅配物等がボックス内に設置されるリスクが懸念されるためである。「4 募集条件」イの（ア）から（ク）に掲げる宅配物等を排除できる方法をご提示いただいた場合、検討いたします。また集荷機能等の発送機能に関するニーズが高いと認められ、市民への利便性が向上されると判断される場合は、検討いたします。
2	提出書類（資格審査書類）の法人登記簿謄本について、現在法務局に変更登記の申請中のため謄本の提出が不可となる。法務局発行の「株式会社変更登記申請書」での申請は可能か。	法務局発行の「株式会社変更登記申請書」での申請は可能とします。